

介護老人保健施設コミュニティホーム岩内  
指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 社会福祉法人溪仁会が開設する介護老人保健施設コミュニティホーム岩内（以下「当施設」という。）が実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 指定訪問リハビリテーション等は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従ってリハビリテーションの計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持改善を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当事業所では、リハビリテーションの計画に基づき、利用者の居宅において理学療法、作業療法及びその他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持改善を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう努める。

- 2 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的なサービス提供を受けることができるよう努める。
- 3 サービス提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 4 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設コミュニティホーム岩内
- (2) 開設年月日 平成19年4月16日
- (3) 所在地 北海道岩内郡岩内町字野東69番地の26
- (4) 電話番号 0135-62-3800 FAX番号 0135-62-3887
- (5) 管理者 酒井 圭輔
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（0152380028号）

（職員の職種、員数）

第5条 事業に従事する職員の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。ただし必要によって定数を超えた職員を置くことができる。

- (1) 管理者 1人以上
- (2) 医師 1人以上（管理者兼務）
- (3) 理学療法士・作業療法士 1人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者（医師）は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理を行うものとし、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリテーション方法についての指示、助言を行う。
- (2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師の指示、助言に基づきリハビリテーション実施計画書を作成し、利用者の居宅を訪問しリハビリテーションを実施する。

(営業日及び営業時間)

第7条 指定訪問リハビリテーション等の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から金曜日までの5日間とする。但し、国民の休日及び年末年始（12月30日～1月3日）は曜日にかかわらず休業とする。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(指定訪問リハビリテーション等の内容)

第8条 指定訪問リハビリテーション等は、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフが利用者の居宅を訪れ、医師、リハビリスタッフによって作成されるリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

(利用者等その他の費用の額)

第9条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割とする。

- 2 キャンセル等があった場合は、別に定める料金により支払いを受ける。
- 3 第10条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の実施地域を越えて1kmにつき 40円

- 4 前項・前々項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第10条 指定訪問リハビリテーション等の通常の事業実施地域は以下のとおりとする。

- ・岩内町
- ・共和町
- ・泊村

(虐待の防止等)

第11条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止のために定期的な研修会を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。  
※委員会及び研修については、テレビ電話装置又はオンライン装置を使用できるものとする。

(衛生管理)

第12条 利用者の使用する設備機器について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

- をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 当施設において、従業者に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的開催する。
  - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 管理栄養士・栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

※委員会及び研修については、テレビ電話装置又はオンライン装置を使用できるものとする。

#### (業務継続計画の策定等)

第13条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 当施設は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を行う。

#### (職員の服務規律)

第14条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

(1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接すること。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

#### (職員の質の確保)

第15条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

#### (職員の勤務条件)

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人湊仁会の就業規則による。

#### (職員の健康管理)

第17条 職員は、この事業所が行う年一回の健康診断を受診する。

#### (守秘義務及び個人情報の保護)

第18条 当事業所職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように、指導教育を適宜行うほか、職員が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

#### (相談・苦情処理)

第19条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し迅速に対応する。

2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

#### (事故発生時の対応)

第20条 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等及び必要に応じ市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償を行う。

(その他運営に関する重要事項)

- 第21条 運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、個人情報保護方針について施設内に掲示又は閲覧可能な状態で公開する。
- 2 指定訪問リハビリテーション等に関連する政省令及び通知ならびに、本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、社会福祉法人溪仁会の役員会等において定めるものとする。
  - 3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

付 則

この運営規程は、令和 3年 10月 1日より施行する。

この運営規程は、令和 4年 1月 1日より一部変更する。